

社会福祉法人 飯山市社会福祉協議会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性活躍推進法に基づき、次のとおり行動計画策定する。

【計画期間】 令和4年4月1日～令和5年3月31日

【目標1】 全職員の年次有給休暇取得率を50%以上とする

【実施時期・取組内容】

令和4年 4月～ 年次有給休暇取得を意識付けするための声掛けを行う

令和4年 6月～ 職場ごとの年次有給休暇取得率を社会福祉協議会内全体で共有する

令和4年10月～ 年次休暇取得率の低い職場において、業務内容を見直し、業務改善のための取組を実施する

【目標2】 各部署の意識踏査を複数回行い、職場環境等の満足度を前回調査より2%向上させる

【実施時期・取組内容】

令和4年 4月～ 職場環境、職場風土に関する意識調査を年2回実施する